

令和8年度 第7回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和8年10月5日（月）午前8時30分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （15名）

出席者 （会長）吉田陽一

（代理）

（委員）

1番	三浦 淳美	2番	鈴木 孫城	3番	高桑 順一
4番		5番	鈴木 豊則	6番	
7番	佐藤 正樹	8番	清水 司	9番	加藤 和洋
10番	三浦 栄子	11番	進藤 ひかる	12番	
13番	伊藤 淑栄	14番	中田 和彦	15番	中田 清太
16番	目黒 透	17番	佐藤 洋介		

4. 欠席委員 4名

5. 農業委員会業務報告(9月分)

6. 議事案件

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局 長 濱 野 勇 幸

副事務局 長 鈴 木 俊 市

主 事 浅 井 和 将

9. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和８年度第７回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回の総会は、報告事項が１件、議事案件が１件でありますので、よろしくお願い申し上げます。
始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

令和８年度第７回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
稲刈り作業も終盤となり、すでに作業を終えた方もいるのではないのでしょうか。
今年は、天候に恵まれ順調に稲刈り作業を進めることが出来、米の収量も平年並みと聞いております。
しかしながら、米価は、極端に下落となり、米農家にとっては、収入の面で大いに心配されるところであります。
また、梨に関しましては、豊作とのことであり、喜ばしく思っております。
さて、本日の案件は、報告事項が１件、議事案件が１件でありますのでご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
また最後になりますが、１１月の農業委員会大会には、全員の参加をお願いします。

事務局長

次に、総会の定足数であります。
本日は、
４番 藤原妙子委員、６番 伊藤賢一委員、１２番 鈴木和俊委員
１８番 原田智也委員
の４名から欠席の届け出があり、出席委員数は１９名中１５名で、総会の定足数に達しております。
それでは、男鹿市農業委員会規則第１０条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第１９条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、５番 鈴木豊則委員、７番 佐藤正樹委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木副事務局長と浅井主事を指名いたします。
次に、業務報告について事務局より説明させます。

浅井主事

それでは９月の農業委員会業務報告を私の方からご報告させていただきます。
座ったままで説明させていただきます。

９月２日第６回農業委員会定例総会
３日農業者年金加入推進特別研修会
４日秋田県農業委員会女性協議会大２４回総会・令和８年度第２回研修会

	9 日令和 8 年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議 11、17 日 3 条関係現地確認 25 日第 126 回常設審議委員会、が開催されております。 出席者、開催場所は、報告書記載のとおりとなります。 今後の予定ですが 10 月 14 日～28 日にかけて、計 4 回の農地パトロール 27 日業務打ち合せ、第 127 回常設審議委員会 11 月 1 日秋田県農業委員会大会が由利本荘市カダーで開催 11 月 5 日令和 8 年度第 8 回委員会定例総会を予定しております。 以上です。
議 長	ただ今の報告になにかご意見ございませんか。 委員よりなしの声あり
議 長	なしということですので、よろしく願いいたします。 続きまして報告第 8 号の農地法第 18 条の通知についてお願いします。
浅井主事	それでは、議案書の 1 ページをご覧ください。 報告第 8 号、農地法第 18 条による解約の案件です。 今回の案件は、渡し人が相続を受けた農地を小作人に譲渡するための解約 1 件となっております。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。 委員よりなしの声あり
議 長	なしということですので、よろしく願いいたします。 続きまして議案第 12 号の農地法第 3 条の案件についてお願いします。
副事務局 長	それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 12 号、農地法第 3 条の案件であります。 今回は、3 件とも所有権移転の案件となります。 申請番号 1 号 脇本百川字方丈田 534-1、他 3 筆、地目田、合計面積 1406.25 m² 渡人は、千葉県の A 受人は、脇本の株式会社 B 渡し人の要望になります。 10 アール当たり 300,000 円、総額 420,000 円です 申請番号 2 号 福米沢字相ノ沢 42、地目田、面積 205 m²

	渡人は、野石のC 受人は、野石のD 渡し人の要望になります。 無償譲渡です。この後の公社を通した売買に関連したものであります。 申請番号3号。 福米沢字福米沢新田 17 他 2 筆、地目田 2 筆、畑 1 筆、合計面積 5,975 m² 渡人は、埼玉県のE 受人は、船越のF 渡し人の要望になります。 無償譲渡です 以上となります。
議 長	ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。
加藤和洋 委員 副事務局 長	3 番の E さんと、F さんの関係と無償譲渡の理由は何ですか 地主 E の財産整理のためのもので、親の代から小作してもらっているとのことで、無償でいいとのことでした。
議 長	加藤委員よろしいですか。
加藤和洋 委員	わかりました。
議 長	他にありませんか 委員よりありませんの声あり
議 長	なければ申請通り許可としますのでよろしくお願いします。 続きまして、その他の案件としまして、農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明をお願いします。
副事務局 長	それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。 農用地利用集積等促進計画（案）の要請についてで、公社を通した売買の案件です。 申請番号 1-1、1-2 号。 福米沢字相ノ沢 39-2、地目田、現況畑、面積 6,101 m² 用途は、主に育苗用のハウスが建っております。 渡人は、野石のG 受人は、野石のH 渡し人の要望になります。 10 アール当たり 983,445 円、総額 6,000,000 円です これについては、売買価格は、高いのですが、ビニールハウス 5 棟込みの売買価格となっております。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。

中田和彦
委員

慣例では、土地代と施設のハウス代別々にするのではないか。

副事務局
長

これにつきましては、当事者間の話し合いで、あくまでも地代ということで決めたとのことでした。

中田和彦
委員

わかりました。

議 長

他にありませんか

なければこれで総会を終了します。

終了後に第2回農地パトロール推進会議を開催しますのでよろしくお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。